

(中間財務諸表作成の基本となる重要な事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

ア. 時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品（石炭、燃料油、ガス及び一般貯蔵品）

総平均法（一部は移動平均法）による原価法

(2) 貯蔵品（特殊品）

個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法

(2) 無形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、中間期末金銭債権に対して実績率等による回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額を計上している。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

(3) 使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率 1.7%）により計上している。ただし、当中間期に発生した使用済燃料 99 トンのうち、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料 56 トン（累積 146 トン）については引当を行っていない。

なお、平成 17 年度中間期の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（電気事業会計規則の一部を改正する省令（平成 17 年経済産業省令第 92 号）附則第 2 条に定める金額）319,755 百万円については、平成 17 年度から 15 年間にわたり均等額を計上することとしており、その 2 分の 1 を当中間期に計上している。

また、電気事業会計規則取扱要領第 80 の規定による前期末における見積差異 28,219 百万円については、当中間期から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

(4) 原子力発電施設解体引当金

将来の特定原子力発電施設の解体に要する費用に充てるため、原子力発電施設解体費の総見積額を基準とする額を原子力発電実績に応じて計上している。

(5) 渇水準備引当金

渇水による費用の増加に備えるため、電気事業法第 36 条の規定により、「渇水準備引当金に関する省令」に基づき計算した額を計上している。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、為替予約及び通貨スワップについて振当処理の要件を満たしているものは振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしているものは特例処理を採用している。

(2) ヘッジ対象、ヘッジ手段及びヘッジ方針

通常業務から発生する債権債務を対象として、為替予約取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、商品（燃料）スワップ取引などを利用している。

これらの取引は、為替、金利及び燃料価格の変動によって生じるキャッシュ・フローの変動リスクまたは債権債務の時価変動リスクを、回避・軽減する目的に限って実行している。

(3) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の間に高い有効性が認められるため、事後テストは省略している。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当中間期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、1,659,777百万円である。

なお、当中間期における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の電気事業会計規則により作成している。

(追加情報)

使用済燃料再処理等引当金に関する事項

使用済燃料再処理等引当金に関して、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料(当中間期末までの累積146トン)については、引当を行っていないが、平成18年9月4日開催の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において設置が決定された「原子力発電投資環境整備小委員会」において、具体的な計画が固まるまでの暫定的な措置として、当該再処理等に関する費用に係る引当金について、平成18年度決算からの導入を目指し、具体的な制度設計などの検討が行われることとなっている。

原子力発電施設解体引当金に関する事項

原子力発電施設解体引当金については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第44号)及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2第4項に規定する製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則(平成17年経済産業省令第112号)の施行により、原子力発電施設解体引当金の総見積額算定の前提となるクリアランスレベル等が変更となっているが、その引当金への反映については、平成18年9月4日開催の総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において設置が決定された「原子力発電投資環境整備小委員会」において今後検討されることとなっているため、総見積額の算定は従前の方法によっている。

(中間貸借対照表関係注記事項)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	8,982,428 百万円
2. 保証債務	
社債に対する保証債務	7,267 百万円
借入金等に対する保証債務	413,213 百万円
出資の履行に対する保証債務	26 百万円
電力売買契約の履行に対する保証債務	466 百万円